

(令和3年10月27日策定)

西宮市議会 議会行動マニュアル（感染症版）

令和3年10月

西宮市議会

目次

1 感染症の分類について

(1) 感染症の分類	1
(2) 西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画	2
(3) 新型コロナウイルス感染症	2

2 議会の役割について

(1) 感染症の発生段階と協議すべき内容	3
(2) 議案の審議、議会からの提案・提言・要望等	4

3 感染症対応組織について

(1) 感染症対応の協議	6
(2) 議会運営委員会で協議するときの留意事項	7

4 本部について

(1) 本部の設置目的	7
(2) 本部の組織	8
(3) 本部を設置した場合の留意事項	8
(4) 役員会議の運営	9

5 感染予防対策について

(1) 本会議、委員会の感染予防対策	11
(2) 議会棟の感染予防対策	12
(3) その他の感染予防対策	12
(4) 備蓄物品	12

6 健康管理について

(1) 感染予防、健康管理	13
(2) PCR検査等を受検する場合の報告	13

7 感染者が発生した場合の対応について

(1) 想定される状況と検討事項	15
(2) プレスリリース	16
(3) 市議会での情報共有	16

議会行動マニュアル（感染症版）

西宮市議会（以下「議会」という。）は、本市において感染症による危機事案（市が感染症対策本部を設置する事案又はそれに相当する事案）が発生した場合、「議会BCP（業務継続計画）－感染症版－」（以下「議会BCP」という。）を適用し、市当局と連携し感染症対策活動を支援することとなります。

また、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な住民ニーズを反映することが求められます。この「議会行動マニュアル（感染症版）」（以下「行動マニュアル」という。）は、感染症が発生した際に、議員自らが迅速かつ適切な対応を図れるよう、議会BCPに規定する議員の役割や留意事項等を記載し、議員及び議会事務局における具体的な行動指針をまとめたものです。

なお、感染症はその種類によっても必要な対策等が異なり、今後未知の感染症が発生する場合もあるため、行動マニュアルは実践を通じて、必要に応じて適宜見直しを図ってまいります。

1 感染症の分類について

（1）感染症の分類

感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）により下表のとおり分類されています。

また、これらのうち、市で感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される感染症としては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症など）が想定されます。

一方、市対策本部の設置に関わらず、国・県・市では、海外発生期や県内未発生期の段階からサーベイランス・情報収集が進められており、議会においても、市内発生前の段階から各議員が感染症に関する情報収集や自らの感染予防を心掛けておかなければなりません。

《感染症の分類》

分類	規定されている 感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症

新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	政令で新型コロナウイルス感染症を指定	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

出典：新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しについて（令和2年9月24日厚生労働省）

（２）西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成21年に新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行（パンデミック）が発生し、市内でも感染者が確認されたことを受けて、西宮市では、厚生労働省が国内発生段階を新しく分類し策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」、県が策定した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を踏まえ、平成21年9月に「西宮市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）が策定されました。また、平成26年3月には、平成25年4月施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の規定に対応するため、市行動計画の改定が行われています。

市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザのほか、感染力の強さから社会的影響が大きい未知の新感染症が発生した場合の対応も念頭におきつつ、感染症の特性を踏まえて、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対応することが目的とされています。

なお、市行動計画は、特措法第8条に規定する市町村行動計画に位置付けられ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定、新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜改定していくものとされています。

（３）新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国で発生して以来、急速に感染が拡がり、瞬く間に世界的大流行となりました。日本では令和2年1月15日に初の感染者が確認され、同年1月30日に、特措法第15条第1項に基づき政府に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されました。また、同年3月13日には特措法が改正され、同法において新型コロナウイルス感染症が適用可能となり、これに基づき国民や事業者への協力要請や、緊急事態宣言（法第32条第1項）、まん延防止等重点措置（法第31条の4）等の対策が講じられました。

一方、市では、令和2年2月27日に市行動計画に基づく「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を準用し、「西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、3月1日には市内で初の感染者が確認された事を受け、翌2日にBCPが発動されました。新型コロナウイルス感染

症については、現在も感染拡大と収束の波を繰り返し、社会経済や市民の暮らしなどに多大な影響をもたらしており、市では引き続き行動計画に基づく対策が行われています。

2 議会の役割について

(1) 感染症の発生段階と協議すべき内容

感染症による危機事案は、市行動計画や新型コロナウイルス感染症の事例でも明らかになったように、感染症が発生してから、感染拡大と小康状態の波を繰り返し、感染症が終息するまでには長期的な対応が必要となります。

市では、感染状況の変化に即応し、各段階に応じた市民の安全・安心・生活を守るための対策が求められ、議会では、市民からの要望・意見を踏まえて、調整を行い、市対策本部に対して適切なタイミングで提案・提言・意見要望を行うことが求められます。

また、議会及び議員から市民に対して広報・伝達するときは、感染症に関する情報を正しく発信するよう努めなければなりません。

段階	社会への影響、対策等	議会の役割（例）
未発生期 海外発生期、 県内未発生期	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>サーベイランスの収集・分析 発生に備えた体制整備（医療、検査体制の整備・把握など）</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外・国内の感染状況を注視 ・県内発生に備えた市の体制を確認
県内発生早期	<p>検温、マスクの着用、手洗い、換気等</p> <p style="text-align: center;">感染症が発生</p> <p>3密の回避、テレワーク等の活用</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民等への啓発、積極的疫学調査</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・市対応方針の聴取 ・市民への情報発信、啓発方法の確認 ・社会活動制限（臨時休業等）の確認 ・市対策本部への意見・要望 ・議会における感染予防対策を検討
県内感染期	<p>クラスターが発生、感染経路不明の増加 学校の休校、公共施設の休所</p> <p style="text-align: center;">感染症が拡大</p> <p>社会経済活動への影響、医療体制のひっ迫</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>まん延防止等重点措置 緊急事態宣言</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民・事業者等への支援 医療提供体制の強化</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・医療体制の状況確認 ・市民・事業者等への支援内容の確認・検討 ・市民への情報発信、啓発方法の確認 ・市対策本部への意見・要望 ・議会運営（会議開催）の取り扱いを協議

小康期	<p>沈静化、小康状態</p> <p>第2波以降の到来に備えた準備 市民への啓発・情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再燃期に備えた市の体制・対策の確認 ・市対策本部への意見・要望
再燃期	<p>まん延防止等重点措置 緊急事態宣言</p> <p>市民・事業者等への支援 医療提供体制の強化</p> <p style="text-align: center;">感染症が再拡大</p> <p>ワクチン接種事業 社会経済活動の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・医療体制（強化）の確認 ・市民への啓発方法（強化）の確認 ・市民・事業者等への支援内容の確認・検討 ・市対策本部への意見・要望

(2) 議案の審議、議会からの提案・提言・要望等

- ① 議会は、議会機能の維持・継続を図り、感染症から市民の生命・健康・暮らしを守り、市民等に必要な支援が行われるよう、必要な議案を速やかに審議できるようにしておかなければなりません。

留意事項

- ・感染症対策のため、市長から臨時会の開催に関する要請があったときは、臨時会の開催に向けて速やかに議会内で調整を行う。

≪事例≫（新型コロナウイルス感染症対応）

年月日	臨時会及び議案
令和2年4月24日	第5回臨時会 ・令和2年度西宮市一般会計補正予算（第2号） など
令和2年5月22日	第6回臨時会 【議員提出議案】 ・西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正 ・特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部改正 【市長提出議案】 ・西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定 ・市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部改正 ・令和2年度西宮市一般会計補正予算（第4号） など
令和2年8月7日	第8回臨時会 ・令和2年度西宮市一般会計補正予算（第7号） など

- ② 議会は、感染症対策活動が迅速かつ的確に行われるよう、地域の情報や市民等からの情報を市対策本部に提供するとともに、市民からの意見・要望等を踏まえ、調整を行い、市対策本部に提案、提言、要望等を行っていく必要があります。

留意事項

- ・感染症対策における重要な施策・対応判断に関する内容等は、できるだけ議会運営委員会又は市議会災害対策支援本部で協議・調整を行い、議会の総意として提案、提言、要望等を行うことが望ましい。

《事例》（新型コロナウイルス感染症対応）

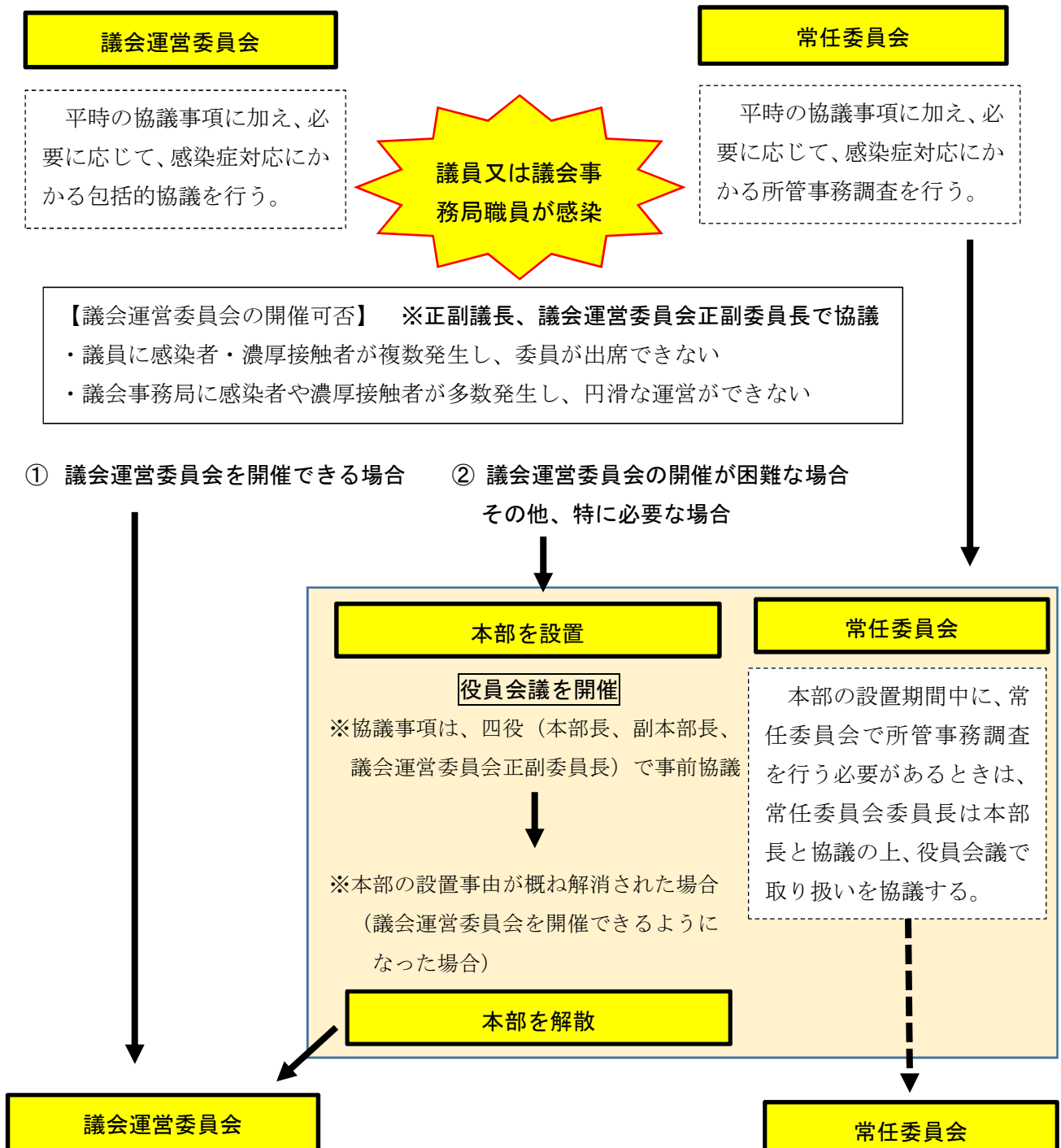
年月日	市対策本部への意見要望等（要旨）
令和2年3月19日 (回答:令和2年3月25日)	「西宮市議会災害対策支援本部からの意見要望」 <ul style="list-style-type: none"> ・蔓延期における医療体制の構築と公表について ・公共施設における再開基準と閉鎖基準の公表について ・災害時における受援体制の構築について
令和2年4月15日 (回答:令和2年4月23日)	「西宮市議会災害対策支援本部からの意見要望」 <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制構築への準備について ・学校の長期休業発生に伴う子供達の学力低下・家庭環境悪化を避けるための取組について ・緊急事態宣言を受けての「緊急提言」について ・自治体独自の市民への支援策について
令和3年5月28日 (回答:令和3年6月10日)	「西宮市議会からの意見要望」 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種にかかる全体の進捗状況の広報について ・ワクチン接種計画の全体像を早期に、詳細に示すこと ・市当局内及び医師会との協議・決定内容の広報について ・接種後も含めたワクチンに関する正確な情報の提供について

3 感染症対応組織について

(1) 感染症対応の協議

感染症による議事・議決機能への影響が少なく、議会運営委員会の開催に支障をきたしていない場合は、原則、感染症対応にかかる包括的な協議は、議会運営委員会で行います。

一方、議員又は議会事務局職員に感染者等（感染が疑われる者を含む。）が発生するなど、議会運営委員会の開催に支障をきたしている場合は、議長は、副議長及び議会運営委員会の正副委員長と協議の上、市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置し、本部役員会議（以下「役員会議」という。）を招集して上記の包括的な協議（議会運営に関する事項の決定を含む。）を行うことができます。



(2) 議会運営委員会で協議するときの留意事項

留意事項

- ・議会運営委員会を機動的に開催できるよう、委員は、緊急の招集にも速やかに応じることができる体制の確保に努める。
- ・感染症の発生初期においては、市当局の対応状況に鑑み、市当局が初期の感染症対応に専念できるよう配慮する。
- ・議会運営委員会で協議を行うほか、常任委員会において所管事務調査を行う必要があるときは、常任委員会委員長は市当局と協議の上、常任委員会を開催するものとする。

4 本部について

(1) 本部の設置目的

議決機能等の保全

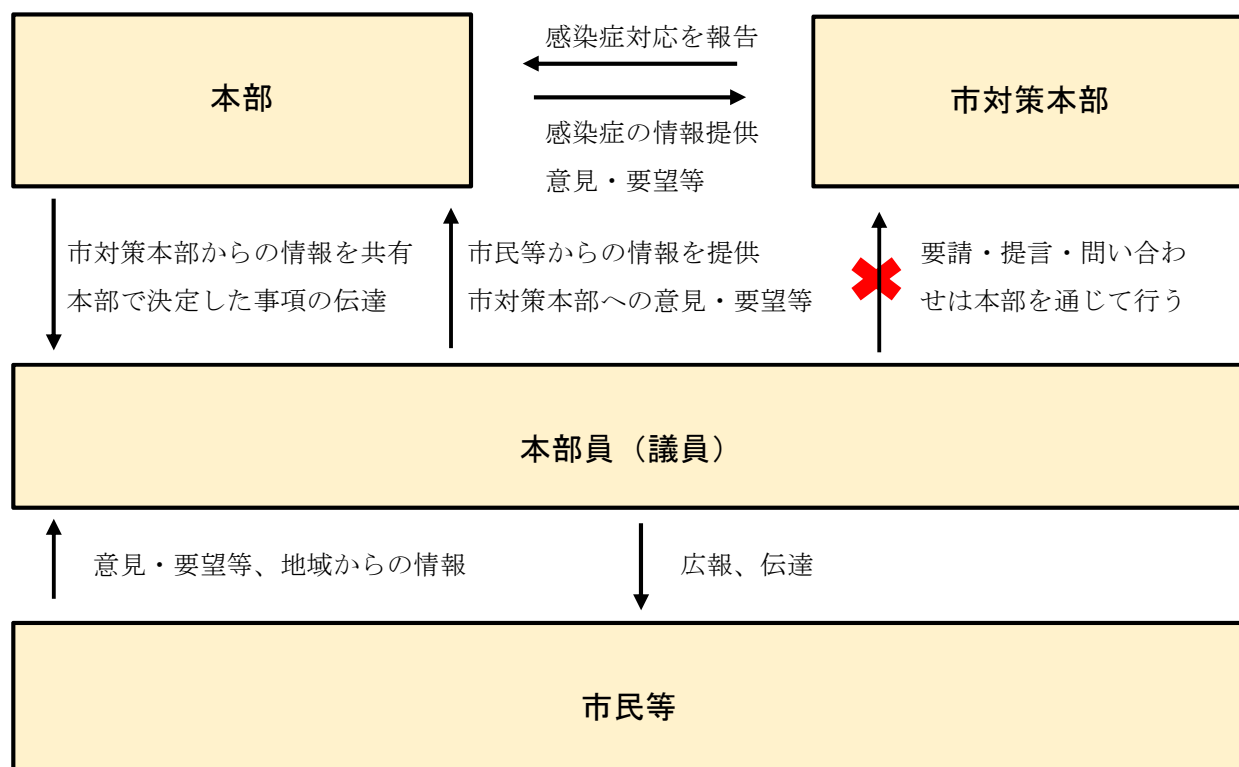
議決機能等を速やかに回復
必要な対応、代替措置を検討

情報の一元化

本部で情報を集約・一元化
市民に適切な情報を発信

役割の統制

議会・議員の役割を共有
状況に応じた対応・支援



(2) 本部の組織

構成	議員	補足
本部長	議長	<p>■議長に事故があるとき 副議長が本部長の職に就く。</p> <p>■議長及び副議長ともに事故があるとき (本部長の職に就く優先順位)</p> <p>① 議会運営委員会委員長 ② 総務常任委員会委員長 ③ 健康福祉常任委員会委員長</p>
副本部長	副議長	<p>■副議長に事故があるとき 本部長が副本部長を指名</p>
本部役員	議会運営委員会委員長 同 副委員長 各会派の代表者 (1名)	<p>・各会派の代表者は、幹事長に限らない。(代理出席も可能)</p> <p>・無所属議員から「代表者選任届」(10 ページの様式)の提出があった場合には、無所属議員の代表者が本部役員に加わる。(ただし、無所属議員が2人以下の場合を除く。)</p>
本部員	上記を除く議員全員	無所属議員のうち年長議員は、無所属議員間の連絡役を務める。

(3) 本部を設置した場合の留意事項

留意事項

(本部長)

- ・本部を設置したときは、速やかに全議員及び市対策本部に周知する。
- ・役員会議を招集し、議会における感染症対応等を協議する。
- ・議員及び議会事務局職員の感染状況を把握する。
- ・市長と緊密に連携協議を行い、本会議・委員会の早期開催に努める。
- ・本部の設置事由が概ね解消された場合は、速やかに役員会議又は議会運営委員会に本部の解散を諮問する。

(本部役員)

- ・役員会議が招集されたときには、速やかに参集し、運営に協力する。
- ・議会における感染予防対策や市対策本部からの情報を会派の本部員に伝達する。
- ・本部員からの意見・要望等、地域からの情報の取りまとめを行う。

(本部員)

- ・議会資料閲覧システム及びメール等で報告・共有される感染症対応の情報を常に注視し、情報の把握に努める。
- ・感染予防対策及び感染症対応の情報について、市民への広報・伝達に努める。
- ・役員会議から得た情報をSNS等で広く発信する場合は、その情報が公開可能なものであるかを、本部役員を通じて役員会議の場で確認してから行う。
- ・自身が知り得た情報を発信する場合は、政府広報及び市対策本部が発出する情報との精査を行い、混乱が生じないよう慎重に取り扱う。

(市対策本部との関係)

- ・本部の設置期間中は、市の災害対策活動に関する市対策本部への要請及び提言並びに問い合わせは本部を通じて行うものとし、本部役員及び本部員は、市対策本部に直接連絡しないものとする。

(4) 役員会議の運営

役員会議は本部長が招集し、NAIS-NETメールにより、本部役員に通知します。また、市対策本部から感染症対応等の報告を受ける際に、本部長が必要と認めたときは、常任委員会の委員長等にも出席を求めることができます。

役員会議は、原則公開となりますが、個人情報を取り扱う必要があるとき（議員、議会事務局職員が感染した場合）又は市当局が出席するときは、役員会議を非公開とします。なお、本部員は、役員会議を傍聴することができます。

役員会議は、議会運営委員会に準じ、原則、ペーパーレス会議となるため出席者（市当局を除く）は必ずタブレットを持参しなければなりません。また、役員会議の資料及び会議録（速報版）は、議会資料閲覧システムに登録し、本部員に情報共有されます。

【役員会議の資料・会議録速報版等】（議会資料閲覧システムの掲載場所）

掲載場所（会議室名）	掲載資料
「E 協議等の場など」 「E04_市議会災害対策支援本部」	01_本部長報告 02_支援本部からの意見要望 03_議員からの意見・要望・質問 【日程ごとに掲載】 会議録速報版、会議資料

様式 無所属議員 代表者選任届

令和 年 月 日
(年)

西宮市議会議長 様

西宮市議会災害対策支援本部長 様

無所属議員 _____

無所属議員 代表者選任届

西宮市議会災害対策支援本部の設置に関し、無所属議員の代表者を選任しましたので、届け出ます。

記

1 代表者（本部役員となる者）

西宮市議会災害対策支援本部における無所属議員の代表者として、他の無所属議員への情報伝達及び意見の取りまとめを行います。

議員氏名 _____

以 上

留意事項

- ・無所属議員が3人以上いること。
- ・無所属議員の総意によって代表者を決定していること。
- ・無所属議員の代表者は、他の無所属議員に対して本部における情報伝達及び意見の取りまとめを行うこと。

5 感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症の事例では、感染予防対策として下記の事項を実施しました。感染症の種類・特性により必要な対策は異なりますが、これらの事例も参考にして、公的機関等が推奨する感染予防対策を講じる必要があります。

(1) 本会議、委員会の感染予防対策

実施内容	説明
本会議における議員の出席数をできるだけ少なくする運用	<ul style="list-style-type: none"> 開議時、採決時を除き、前後左右の議員席に空席ができるよう議員定数の半数程度に出席者を限定する。 議場から退出する議員は、会派控室の自席でインターネット中継を視聴する取り扱いとする。
本会議における議員の発言場所	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問・一般質問を行う際は、自席ではなく対面式質問席もしくは演壇を使用する取り扱いとする。 質疑・討論を行う際は、対面式質問席もしくは演壇で発言する取り扱いとする。
一般質問にかかる当局との質問内容等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 当局との質問内容等の確認については3密を避け、当局の負担とならないよう配慮して実施する。
本会議、委員会の傍聴	<ul style="list-style-type: none"> 本会議の傍聴は、85人の傍聴定員を43人に減じて、前後左右の席を空ける運用とする。 常任委員会、議会運営委員会は各委員会室の傍聴人の定員を減員することを別途申合せする。
議員及び傍聴人の検温	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴人への検温を実施し、37.5℃以上の発熱症状が認められた場合は傍聴を遠慮していただく。 議員は各自で毎日検温し、体調管理を行うとともに、家を出る前の体温が37.5℃以上であれば、会議への出席を控える取り扱いとする。
本会議における理事者の出席	<ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の理事者出席とする。 感染症に関連する各種関係機関との調整などのため、複数の理事者が欠席や途中入退場する場合があることに留意する。 代表質問・一般質問時は、各質問議員の答弁にかかる理事者のみの出席とし、各質問議員が替わる都度、理事者が交代する。
常任委員会における理事者の出席	<ul style="list-style-type: none"> 本会議と同様に理事者の欠席や途中入退室する場合があることに留意する。 出席者を最小限度とするとともに、審査案件ごと又は必要に応じて審査を部等ごとに分けるなどして、できるだけ説明員の交代を図る。副市長をはじめ特別職の出席は、従前の慣例にかかわらず重要案件のみとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 議場、委員会室の扉（窓）を開放したまま、会議を開催する。 議員、理事者ともに、マスクを着用して発言する取り扱いとする。 必要に応じて委員会室より広い部屋で委員会を開催する。

(2) 議会棟の感染予防対策

実施内容	説明
手指用アルコール消毒液の設置	議会棟各所に設置
本会議場、委員会室、議会棟共用部の定期消毒	本会議場、委員会室、2階応接室、トイレ、エレベーター、オートロックドア、議会図書室など

(3) その他の感染予防対策

実施内容	説明
管外視察の自粛	・感染症拡大の状況を踏まえ、議会運営委員会で協議の上、管外視察及び政務活動費による視察の実施を自粛する。 ・他市から視察の依頼があった場合も管外視察等の対応に合わせて受入れを自粛し、お断りする。
政務活動費による視察の自粛	
行政視察の受入自粛	

(4) 備蓄物品

実施内容	説明
健康管理用品	非接触型体温計（傍聴受付用。必要に応じて議員・職員にも使用）、手指用アルコール消毒液、マスク（応急分、消毒作業分）
消毒用品	消毒用アルコール、雑巾、ゴム手袋、ゴーグル、合羽、ゴミ袋
その他	飛沫感染防止パネル（本会議傍聴受付に設置）、簡易アクリルパーテーション（必要に応じて本会議場で使用）

6 健康管理について

(1) 感染予防、健康管理

留意事項

- ・マスクの着用を徹底し、こまめに手洗いをを行う。
- ・毎朝体温を計測し、発熱症状（37.5℃を基準）がある場合は、登庁を自粛する。
- ・3密を回避する。
 - ・「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を行う。
 - ・「密集」しないよう、人と人との距離をとる。
 - ・「密接」した会話や発声は、避ける。
- ・感染リスクが高まる5つの場面に注意する。
 - 場面1 飲食を伴う懇親会など
 - 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 場面3 マスクなしでの会話
 - 場面4 狭い空間での共同生活
 - 場面5 居場所の切り替わり
- ・自身の行動履歴を把握しておく。

感染が判明した場合は、発症日の前日から14日間の行動履歴を保健所に報告する必要があるため、普段の行動を把握しておくよう努める。

(2) PCR検査等を受検する場合の報告

留意事項

- ・PCR検査等を受検する場合（念のため検査を含む。）は、速やかに議長又は議会事務局に報告する。（休日、夜間の場合を含む。メールではなく電話報告。）※要事前報告
- ・PCR検査等を受検した議員及びヒアリング調査によって濃厚接触者候補となった議員は、受検議員の検査結果が判明するまでの間、登庁及び外出は控える。
- ・議会事務局で消毒作業を実施する。（検査結果が判明する前でも、可能な限り、報告があった当日の勤務時間外に実施）
- ・受検議員は、PCR検査等の結果が判明した場合は、直ちに議長に報告する。また、検査等の結果が陽性であった場合は、保健所の指示に従うとともに、療養中の状況を定期的に議長に報告するよう努める。

【西宮市議会 緊急連絡先一覧】（議会資料閲覧システムの掲載場所）

掲載場所（会議室名）	掲載資料
「N 情報共有資料等」 「N01_情報共有資料等」	01_西宮市議会緊急連絡先一覧 議長、副議長、議会事務局職員（課長級以上）の連絡先を掲載

【PCR検査を受検する場合の主なヒアリング内容】（新型コロナウイルス感染症の場合）

- ・発症日（発症日が不明な場合は、発熱、せき等の諸症状が生じた日）
- ・発症日の2日前から当日までの間に、市役所・議会棟での移動範囲（立ち入った場所）
- ・ワクチン接種状況（未接種・1回接種済・2回接種済／最終接種日）
- ・濃厚接触者候補の選定に必要な情報（次の「濃厚接触者候補の選定基準」を参照する。ただし、市役所・議会棟以外での活動やプライベートにおける行動歴については保健所が実施する。）

【濃厚接触者候補の選定基準】（新型コロナウイルス感染症の場合）

基準日（注）の2日前から最後に登庁した日までの間において、受検議員と下記A～Dのいずれかに該当する接触があった人が濃厚接触者候補となります。

A	受検議員等と同居している家族
B	自動車または電車で共に行動した者
C	登庁時間内に受検議員等と約1m以内で、15分以上の接触があった者 例えば、受検議員等の席半径約1mの範囲内に席を置く議員等／会議または打合せを行った者／食事を共にした者などから選定 ※Cに該当する者がいた場合は、その者のマスク着用の有無、接触時間を確認する。
D	登庁時間内に気道分泌液、体液等の汚染物質に直接ふれた可能性が高い者 例えば、受検議員等に咳をかけられた者／素手で使用済みのティッシュに触れた者など

※ 最終的な濃厚接触者の特定（確定）は、議会事務局で選定した濃厚接触者候補から、周辺の環境や接触の状況等の個々の状況を考慮して西宮市保健所が行うため、**広い範囲**で候補者を選定することが望ましい。

注：「基準日」について

- ・発熱、咳等の症状から感染が疑われてPCR検査等を受検した場合は、「発症日」
- ・症状が無く、家族や知人等の感染により濃厚接触者と特定されてPCR検査等を受検した場合は、その検査日

7 感染者が発生した場合の対応について

(1) 想定される状況と検討事項

区分	想定される状況	検討事項
議長が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> 議長が一定期間職務が行えない状況となる。 副議長も感染者又は濃厚接触者となり、議長職務の代行ができなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局で議長の療養期間（見込み）を確認し、副議長が議長職務を行える状況かどうかを確認する。 副議長と議会運営委員会正副委員長で今後の対応を協議し、議会運営委員会を開催する。 正副議長が共に職務を行うことができないときは、仮議長の選挙を検討する。 議長公務のキャンセル、欠席連絡を行う。
議員が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> 市議会内で多くの議員が感染者又は濃厚接触者となる可能性がある。 市当局と会派との窓口になっている幹事長等が職務を行えなくなる可能性がある。 議会運営委員会、常任委員会等の正副委員長が職務を行えなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局で濃厚接触者候補を確認する。 濃厚接触者とならなかった議員においても、感染者と接触があった場合は、感染拡大防止の観点から自主的な登庁自粛（健康確認のための期間を設けること）を行うかどうか検討する。 幹事長が療養又は自宅待機が必要となった場合は、会派で代理者を検討する。 正副委員長が共に療養又は自宅待機となった場合は、直近の委員会の開催判断を行う必要がある。
議員が濃厚接触者となった場合	<ul style="list-style-type: none"> 同居の家族が感染した場合など、議会活動以外でも議員が濃厚接触者（濃厚接触者候補を含む）となる可能性がある。 濃厚接触者となった場合は、最終接触日から14日間の自宅待機、健康観察が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員が濃厚接触者となった場合は、直ちに議長に報告する。 PCR検査等の結果が陰性であった場合も、保健所が指定する期間自宅待機を行う。 上記の自宅待機期間中、議員及び同居の家族の健康状態について、定期的に議会事務局に報告する。
事務局が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定を行う職員が複数感染者又は濃厚接触者となる可能性がある。 （例：議会事務局長と次長、課長とチーム長） 具体的な事務を行うチーム員の多くが職務を行えなくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 予め定めた優先順位に基づき、職務を代行する職員を決定する。 直近の会議予定等と業務内容を確認し、可能な限り、担当者以外で業務を代行できるよう準備する。 所管課だけでは人員が不足する場合は、議会事務局内で相互応援を行う。

共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒作業はPCR検査等の受検報告があった当日の勤務時間外に実施する。 ・PCR検査等の実施日と陽性判明が同日となった場合は、議会棟の閉鎖が必要となる場合がある。 ・当局との打合せ等の有無により、行動履歴調査の範囲が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長、市長、関係部署等に連絡 ・感染者の行動歴調査 ・濃厚接触者候補の特定、保健所に報告 ・消毒作業 ・議員、職員の健康管理 ・プレスリリース（事務局職員の場合を除く）
------	--	--

※共通事務は、別添資料「職員が新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査等を受検した場合の行動要領」、「職場における新型コロナウイルス感染症に係る消毒方法について」をもとに、議会事務局が行う。

参考（新型コロナウイルス感染症の場合）

【発症者の療養期間】

発症から10日（無症状の場合は検体採取日から10日）経過し、症状軽快から72時間が経過するまで、療養（入院、宿泊療養、自宅）が必要。

※感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき就業制限がかかる。

【濃厚接触者の自宅待機期間】

最終接触日から14日間の自宅待機、健康観察が必要。

※14ページの「濃厚接触者候補の選定基準」を参照。

（2）プレスリリース

市職員（議会事務局職員を含む。）に感染者が発生した場合は、市当局から市政記者クラブに資料提供等（プレスリリース）が行われており、議員に感染者が発生した場合にも、議長及び議会事務局で同様の対応を行うこととなります。プレスリリースの対応にあたっては、議会運営委員会で次のことが確認されています。（令和3年4月9日議会運営委員会確認）

- ・議員氏名は、当該議員の同意が得られた場合のみ公表する。
- ・会派名は、当該会派の同意が得られた場合のみ公表する。
- ・年代及び性別は、市職員に準じて公表することとし、その他の記載内容は、市職員が感染した場合の公表内容を参考とする取り扱いとする。
- ・経過や症状など詳細な内容は議長及び議会事務局に一任する。

（3）市議会での情報共有

（2）のプレスリリース対応に関わらず、感染拡大防止を図る目的により、市議会（議員及び議会事務局職員）において、感染した議員及び濃厚接触者となった議員の氏名を情報共有することが確認されています。この場合、感染した議員等の氏名は、原則秘匿情報（本人が公表に同意している場合を除く。）となるため、情報の取り扱いには細心の注意を払わなければなりません。（令和3年10月27日議会運営委員会確認）

令和●年●月●●日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市議会における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和●年●月●●日(●)、本市市議会議員が新型コロナウイルス感染症患者であることが下記のとおり確認されました。現在の症状は軽症で、自宅で療養されております。

記

1 該当議員に関する情報

(1) 年 代 ●●歳代

(2) 性 別 男性・女性

(3) 経過・症状

●月●●日 発熱(38.0℃)、断続的に発熱、咳症状

●月●●日 A医療機関を受診

●月●●日 B医療機関を受診、検体採取

●月●●日 PCR検査陽性確定

(4) 職務状況

該当議員は以前からマスクを着用して職務を行っており、発熱症状が出た●月●●日以降、市役所・議会棟には登庁されておられません。

(5) 濃厚接触者

濃厚接触者は保健所で調査中ですが、近くで職務を行っていた議員等については、自宅待機されています。

2 市議会の対応

(1) 消毒

当該議員が使用した議員控室、本会議場・委員会室等及び同フロアの共有エリア(トイレ、給湯室、エレベータ等)の消毒を実施しました。

(2) 業務の継続

市議会における業務は通常どおり行っています。また、現時点では健康状態に問題のある議員及び議会事務局職員はおりませんが、引き続き保健所と連携しながら、適切な措置を講じてまいります。

以上

(問合せ先) 西宮市議会事務局 総務課 電話 0798-35-3373